平成 24 年 5 月 15 日

各　位

会 社 名　野村マイクロ・サイエンス株式会社
代表者名　代表取締役社長　千　田　豊　作
（コード番号：6254）
問合せ先　執行役員社長室担当　小　林　茂　雄
（TEL 046-228-5195）

内部統制システム構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。（改定箇所は下線で示しております。）

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（コンプライアンス体制）

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」を定め、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組むものとする。

(2) コンプライアンス体制の基礎として、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」および「コンプライアンス基本規程」ならびに「コンプライアンス委員会規程」を定め、「コンプライアンス委員会規程」により社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備および維持を図ることとする。

(3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅延なく経営会議において報告するものとする。

(4) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、その運用を行うこととする。

(5) 監査役は、当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(6) 反社会的勢力・団体との関係を根絶するため、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」に「反社会的行為の根絶」を明記するとともに、「反社会的勢力対応規程」を定め、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で立ち向かい、反社会的勢力との関係を遮断する方針を堅持する。

（内部監査体制）

内部統制・牽制機能として、内部監査室を執行部門から独立した内部監査部門として設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な情報については、「文書取扱管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、業務執行に係るリスクとして、以下の①から②のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクの管理責任者についての体制を整えることとする。

① 信用リスク
取引先の財務状況の悪化等から、売掛債権等の資産の価値の減少ないしは消失することにより損失を被るリスク。
② 流動性リスク
財務内容の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保により通常よりも著しく高い金利の支払いを余儀なくされることにより損失を被るリスク。
③ オペレーショナルリスク
取締役および使用人が正確な事務を怠ること、もしくは事故・不正等を起こすこと、またはシステムが正常に機能しないことにより損失を被るリスク。
④ 法務リスク
法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク。

(2) リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を責任者とする対策本部を設置し、情報連絡チームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

(2) 執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎に加え、子会社を含めたグループ全体の主要な子会社代表者と情報を共有し、会社と子会社または子会社間の課題等を協議および審議する場として、経営会議を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

(3) 経営会議は、取締役会にて決定された業務執行重要事項の調整を図るとともに、取締役会決議事項にかかる社内事前協議機能として、代表取締役社長、執行役員及び主要子会社代表者により構成する。

(4) 経営会議の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

(5) 経営計画のマネジメントについては、本マネジメントのルールである「中期経営計画作成規程」により、中期経営計画を策定する。

5. 会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定めるものとする。経営管理については「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、取締役は業務執行状況を監督する。

(2) 取締役は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

(3) 子会社が、当社からの経営管理が法令に違反し、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室に報告するものとする。内部監査室は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役が監査役補助者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。この場合、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(2) 監査役補助者を置く場合は、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)　取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとする。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。
(2)　社内通報システムを整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

8.　財務報告の適正性を確保するための体制
(1)　当社は、財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を確実に行うため、内部統制システムを構築する。
(2)　その仕組みが適正に機能しない場合は、速やかに必要な是正を行い、牽制体制を整備・運用し、金融商品取引法およびその他の関連法令等に対する適正性を確保する。

以上